

住家被害認定調査へのデジタル技術の導入について

1. 東京都の役割(「防災基本計画」令和3年5月 中央防災会議)

- 都道府県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする
- 都道府県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする

2. これまでの主な取組

東京都被災者生活再建支援システム利用協議会(都と区市町村協働で設立)

- 災害発生時の被災者生活の早期再建に資するため、都と区市町村が一体となった基本的な方針の確立や標準的な業務フローを定めた「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」を策定
- 毎年、区市町村が迅速に被災者生活再建支援業務を遂行するため、被災者生活再建支援業務の手順等に係る研修等を実施

3. 今回の取組とスケジュール(予定)

目的：災害時における住家被害認定調査の迅速化を図るためにデジタル技術の導入を検討する

<令和3年度>

- 「住家被害認定調査等へのデジタル技術導入に係る研究会」を設置
- 住家被害認定調査判定(木造)の検討
- 写真の損傷程度のタグ付け規格の検討
- 実証実験(プロトタイプ)

例)「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(令和3年3月 内閣府)」による

【モルタル塗り仕上げ等】<外壁>

程度Ⅰ 開口隅角廻りにわずかなひび割れが生じている

程度Ⅱ 仕上の剥離が生じている

程度Ⅲ 仕上材が脱落している

程度Ⅳ 仕上材が脱落しており、下地材にひび割れが生じている

程度Ⅴ 全ての仕上材が脱落している(見切りは不要、壁1面を100%の損傷として算定する)、下地材に破損が生じている

現場において撮影した損壊部位が、程度Ⅰ～Ⅴのどれに該当するかを判断

※ 程度Ⅴは、人による目視判断とする等についても検討

<令和4年度>

- 住家被害認定調査判定(非木造等)への拡充を検討
- 写真の損傷程度のタグ付け規格の検討
- 実証実験(プロトタイプ)
- その他(ドローン等の活用方法の検討など)

<令和5年度>

- 実証実験
- 東京都被災者生活再建支援システム利用協議会の訓練等で使用
- ※ モバイル端末で使用を想定